

教育委員会（第4回）定例会

令和 8年 4月30日（木）
9時00分～10時30分

次 第

1 開会

2 議案

- 第16号議案 久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 第17号議案 久留米市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程
- 第18号議案 久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

3 報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 第48回全国高等学校柔道選手権大会の成績報告について
- (3) 久留米市教育に関する大綱及び久留米市教育振興プランの策定について
- (4) 久留米市立中学校教諭の逮捕について

4 その他

5 今後のスケジュール

6 閉会

第 1 6 号議案

久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

公益通報者保護法の一部改正に伴い、関係規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

久留米市教育委員会事務局組織規則（昭和44年久留米市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育部の部（次長）の項第11号中「労働者」を「労働者等」に改め、同部教職員課の項第5号中「（外部の労働者としての通報を除く。）からの公益通報者保護」を「からの公益通報（外部の労働者等としての通報を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

久留米市教育委員会事務局組織規則（昭和44年久留米市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
○久留米市教育委員会事務局組織規則 昭和44年4月1日 久留米市教育委員会規則第1号 別表第1（第3条関係） 組織及び分掌事務			○久留米市教育委員会事務局組織規則 昭和44年4月1日 久留米市教育委員会規則第1号 別表第1（第3条関係） 組織及び分掌事務		
組織		分掌事務	組織		分掌事務
部	課等		部	課等	
教育部	(次長)	(1)～(10) 略 (11) 部に属する公益通報者保護に関すること（外部の労働者からの通報に限る。）。 (12) 略	教育部	(次長)	(1)～(10) 略 (11) 部に属する公益通報者保護に関すること（外部の労働者等からの通報に限る。）。 (12) 略
	略			略	
	教職員課	(1)～(4) 略 (5) 教職員（外部の労働者としての通報を除く。）からの公益通報者保護に関すること。		教職員課	(1)～(4) 略 (5) 教職員からの公益通報（外部の労働者等としての通報を除く。）に関すること。
略			略		

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

第 17 号議案

久留米市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 30 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

公益通報者保護法の一部改正に伴い、関係規定の一部を改正しようとするものである。

久留米市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程

久留米市教育委員会事務専決規程（平成17年久留米市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3第26項中「久留米市外部労働者公益通報に関する事務処理要綱（平成18年久留米市告示第165号）に基づく外部通報」を「公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき権限を有する行政機関として受けた通報」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

久留米市教育委員会事務専決規程（平成17年久留米市教育委員会規程第1号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
<p>○久留米市教育委員会事務専決規程</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月4日</p> <p style="text-align: center;">久留米市教育委員会規程第1号</p> <p>別表第3（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">（令2教規程2・全改、令7教規程1・一部改正）</p> <p>事務執行共通専決事項</p>				<p>○久留米市教育委員会事務専決規程</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月4日</p> <p style="text-align: center;">久留米市教育委員会規程第1号</p> <p>別表第3（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">（令2教規程2・全改、令7教規程1・一部改正）</p> <p>事務執行共通専決事項</p>			
事項	専決権者	指定合議	摘要	事項	専決権者	指定合議	摘要
1～25 略				1～25 略			
26 部に属する久留米市外部労働者公益通報に関する事務処理要綱（平成18年久留米市告示第165号）に基づく外部通報の処理				26 部に属する公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき権限を有する行政機関として受けた通報の処理			
(1) 通報の受理の決定	次長			(1) 通報の受理の決定	次長		
(2) 処分権限を有する行政機関の告示	次長			(2) 処分権限を有する行政機関の告示	次長		
(3) 通報に係る調査の実施	課長			(3) 通報に係る調査の実施	課長		
(4) 調査に基づく措置の実施	部長			(4) 調査に基づく措置の実施	部長		

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（事務の委任等）

- 第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

第 18 号議案

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 30 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市スポーツ推進審議会委員の辞任に伴い、後任の委員を任命しようとするものである。

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

久留米市スポーツ推進審議会条例（平成23年久留米市条例第35号）第4条の規定により、下記の者を久留米市スポーツ推進審議会委員に任命する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
学校体育	すえつぐ 未次 まさし 正志	久留米市中学校体育連盟	令和8年5月1日 から 令和9年12月31日 まで

久留米市スポーツ推進審議会委員 新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (R8.5.1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学識経験者	みぎた たかし 右田 孝志	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科	みぎた たかし 右田 孝志	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科
	ゆきぎね てっぺい 行實 鉄平	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科	ゆきぎね てっぺい 行實 鉄平	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科
市議会	くさば きみはる 草場 公晴	久留米市議会	くさば きみはる 草場 公晴	久留米市議会
	やまさき ケブン 山崎 ケブン	久留米市議会	やまさき ケブン 山崎 ケブン	久留米市議会
	やまだ たかお 山田 貴生	久留米市議会	やまだ たかお 山田 貴生	久留米市議会
学校体育	たなか まきのぶ 田中 雅信	久留米市中学校体育連盟	※ すえつぐ まさし 末次 正志	久留米市中学校体育連盟
	やの にひこ 矢野 邦彦	久留米市立南小学校	やの にひこ 矢野 邦彦	久留米市立南小学校
関係団体等	たてやま ほつみ 豎山 初美	久留米市バレーボール協会	たてやま ほつみ 豎山 初美	久留米市バレーボール協会
	つかもと みゆき 塚本 深雪	久留米市剣道連盟	つかもと みゆき 塚本 深雪	久留米市剣道連盟
	たなか たかこ 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会	たなか たかこ 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会
	なかむら ともみ 中村 智美	総合型地域スポーツクラブ	なかむら ともみ 中村 智美	総合型地域スポーツクラブ
	いなます ひさゆき 稲益 久之	(公財)久留米市スポーツ 協会	いなます ひさゆき 稲益 久之	(公財)久留米市スポーツ 協会
その他市長 が特に必要 と認めた者	いで ひろし 井手 浩	障害者スポーツ指導員	いで ひろし 井手 浩	障害者スポーツ指導員
	たなか きみよ 田中 紀美代	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	たなか きみよ 田中 紀美代	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会
	こが きみこ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	こが きみこ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会
	まつふじ のりこ 松藤 倫子	健康運動指導士	まつふじ のりこ 松藤 倫子	健康運動指導士
	ひろまつ かずみ 廣松 和美	久留米市市民文化部	ひろまつ かずみ 廣松 和美	久留米市市民文化部

※は新委員

○ **スポーツ基本法**（平成23年6月24日法律第78号）〈抜粋〉

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

○ **久留米市スポーツ推進審議会条例**（平成23年12月14日久留米市条例第35号）〈抜粋〉

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、本市に久留米市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

（1）法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

（委員の任命）

第4条 委員は、スポーツに関して優れた見識を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

教育委員会後援事業等に関する報告

※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和8年6月4日 10:30～令和8年6月5日 11:45	令和8年度九州地区特別支援学校知的障害教育校長会並びにPTA連合理事会・研究協議会「福岡大会」	福岡県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会	福岡リーセントホテル	後援★	学校教育課
2	令和8年9月19日 12:30～17:00 令和8年9月20日 9:00～17:00	福岡県民間教育研究会筑後(久留米)集会	福岡県民間教育研究会筑後集会実行委員会	19日:えーるピア久留米 20日:久留米シティプラザ	後援	学校教育課
3	青少年海外交流事業 令和8年7月18日～8月26日 国内英語研修 令和8年7月27日～令和8年8月21日	青少年海外交流事業(チャレンジ・ホームステイ/寮・ホテル滞在)国内英語研修	特定非営利活動法人 日本国際交流振興会	※ホームステイ先	後援	学校教育課
4	令和8年7月20日 12:30～15:30	でんじろう先生のドキドキわくわくサイエンスショー2026	九州朝日放送株式会社	久留米シティプラザ ザ・グランドホール	後援★	学校教育課
5	令和8年4月16日～19日 9:00～17:45	サッカー体験教室	株式会社イトマンスポーツスクール	イトマンスポーツスクール(サッカーコート)	後援	体育スポーツ課
6	令和8年4月29日 8:00～19:15	はじめてのテニス体験会	株式会社イトマンスポーツスクール	イトマンテニススクール久留米	後援	体育スポーツ課
7	令和8年4月26日 9:00～19:00	卓球無料体験会	リーフラススポーツスクール	久留米アリーナ	後援	体育スポーツ課
8	令和8年4月11日、25日 9:30～11:30	株式会社太陽スポーツクラブ 特別無料体験教室	株式会社太陽スポーツクラブ	久留米市中央公園	後援	体育スポーツ課
9	令和8年4月22日 10:00～12:00	公益社団法人日本3B体操協会 創立55周年記念全国大会福岡南支部大会	(公社)日本3B体操協会	筑後広域公園体育館	後援	体育スポーツ課
10	令和8年6月6日～6月8日	第48回西日本軟式野球大会(2部)	(公財)全日本軟式野球連盟	久留米市野球場、新宝満川地区野球場、小郡市野球場、大牟田延命球場	後援★	体育スポーツ課
11	令和8年6月7日	キッズスポ ドッジボール大会	キッズスポ	久留米アリーナ	後援	体育スポーツ課

第48回全国高等学校柔道選手権大会の成績報告について

1 概要

第48回全国高等学校柔道選手権大会の男子60kg級において、南筑高等学校スポーツキャリアクラス3年の古賀 龍之介（こが りゅうのすけ）選手が優勝という輝かしい成績を収めました。

2 大会概要

名称：第48回全国高等学校柔道選手権大会
主催：全日本柔道連盟
会場：日本武道館

3 日程

令和8年3月27日（金）～28日（土）

27日（金） 男子個人試合（60kg級、66kg級、73kg級、81kg級、無差別）
女子個人試合（48kg級、52kg級、57kg級、63kg級、無差別）

28日（土） 男子団体試合（5人制・点取り試合）
女子団体試合（3人制・点取り試合）

4 成績

男子60kg級 優勝

久留米市教育に関する大綱及び久留米市教育振興プランの策定について

1 趣旨

現在の大綱・教育振興プランは、令和8年度末で期間が終了しますので、今年度新たに策定しようとするものです。

2 現在の大綱及び教育振興プランの概要

(1) 久留米市教育に関する大綱

① 根拠等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体は、首長と教育委員会で構成する総合教育会議を設置するとともに、首長が教育に関する大綱を策定すると規定されています。本市では、令和元年度に第2次となる「久留米市教育に関する大綱」を策定し、期間は令和2年度から令和8年度までの7年間です。

② 基本理念

“学び”が人をつくり、“地域”が人を育み、輝く未来を創る

グローバル化や情報技術の発達に伴う予測困難な時代が到来する中、市民一人ひとりが輝き、安全安心で活力に満ちた都市づくりのためには、他者と協働しながら未来を切り拓いていく人を育むことが重要です。

そのため、誰もが生き生きと学び、ふるさと久留米を誇り、久留米のまちづくりを担うことを目指して、大綱の基本理念を掲げました。

③ 基本方針

大綱の基本理念を実現するため、学校教育と社会教育に係る基本方針を掲げ、施策の方向性を定めています。

基本方針Ⅰ (学校教育)	「生きる力」を育み、元気と笑顔があふれる子どもを育てる教育を進めます
基本方針Ⅱ (社会教育)	生涯学び、活躍できる環境を整え、心豊かな市民生活をおくることのできるまちづくりを進めます

(2) 久留米市教育振興プラン

① 位置付けと対象期間

久留米市教育振興プランは、教育基本法に基づく本市の教育振興基本計画であり、市の総合計画や教育に関する大綱の理念等の実現に向けた教育施策に関する中期的事業プランです。

振興プランの期間は、学習指導要領の改訂等を踏まえて1年間延長し、令和2年度から令和8年度までの7年間です。

② 策定範囲

振興プランは、学校教育分野のうち市立学校を主な対象とし、家庭や地域と連携した学校の教育力の向上に関する施策についても対象としています。

③ 中間見直し

振興プランは、国の動向や社会状況の変化、児童生徒へのアンケート結果を踏まえて、令和5年度に評価指標の見直しを行い、令和6年度より施行しています。

④ 目標

ともに未来を創る「くるめっ子」の育成

次代の久留米を担う子どもたちには、久留米への愛着と誇りを持ち、周りの人々と協働しながら、持続可能な社会のために価値あるものをつくりだす人に育ててほしいと願っています。この目標を実現するため、具体的に育成したい力として次の3つを掲げています。

つくる力 (知識・技能)	各教科等に関する基礎的・基本的な生きて働く知識・技能を習得する力
つなぐ力 (思考力・判断力・表現力)	問題を発見し、解決の方向と方法を決定し、結果を予測しながら実行し、過程を振り返って、次の問題発見・解決につなぐ力
つらぬく力 (学びに向かう力・人間性)	夢や目標、前向きな意欲、困難を乗り越える強い意志、簡単に折れない柔軟性を持って、持続可能な社会をつくるために考え、行動しようとする力。また、それを支える心身ともに健康な体や体力

⑤ 4つの重点

重点1 学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】

授業がわかり、学ぶ楽しさを味わうことができるよう「くるめ授業スタンダードを活用した授業改善」「個に応じた教育活動の充実」「教育ICTの活用・情報教育の推進」「外国語教育の充実」取り組みます。

重点2 楽しい学校【安全・安心な学び舎】

安全安心な環境の中で「学校が楽しい」「仲間といるのが楽しい」と感じられるよう、くるめアクションプランを活用した不登校・いじめ問題対応の徹底をはじめ、学校安全の支援等の充実に取り組みます。

重点3 笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】

キャリアステージに応じた教員研修の充実や教職員の働き方に関する意識改革を通して、子どもと向き合う時間を確保できる環境づくりを推進します。

重点4 協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】

地域学校協議会を中心として、学習習慣定着への支援と地域学校協議会提言の実働化への支援に取り組みます。また、地域コミュニティと学園コミュニティを両輪とした人権のまちづくりを一層充実させます。

⑥ 重点の実現に当たっての土台

4つの重点の実現にあたっては、次の3つの視点を土台に据え、各重点の具体的な施策の展開が一貫性と関連性を持ったものとなるように努めます。

人権・同和教育

自他の大切さを認めることが態度や行動にまで現れるようにすることを目標とし、人権に関する知的理解と人権感覚の高揚を関連させながら指導します。

教職員自身が人権尊重の理念を十分に認識し、常に自らの人権感覚を高め続けようという自覚のもと、学校教育活動に取り組みます。

特別支援教育

様々な教育的ニーズのある児童生徒に対して、障害の程度に応じた多様な学びの場を整備し、児童生徒が自立と社会参加を見据えて生きる力を身に付けることができる教育の充実を図ります。

キャリア教育

特別活動の学級活動の中核としながら、総合的な学習の時間や学校行事、各教科の指導など教育課程全体を通して必要な資質・能力の育成を図ります。

3 策定の基本的な考え方

- ① 大綱及び振興プランの内容や期間は、市の総合計画「未来デザイン計画 2035」のほか、関連する行政計画、国の学習指導要領等を踏まえて検討します。
- ② 大綱は、市長と教育委員の協議の場である「総合教育会議」で協議し、策定します。
振興プランは、有識者・保護者・地域・校長会・経済団体等で構成する「久留米市教育振興会議」で検討し、子どもの意見表明の場を設けながら策定します。

久留米市立中学校教諭の逮捕について

1 事案概要

令和8年4月27日午前、久留米市立中学校の教諭が、性的姿態撮影等処罰法違反の疑いで逮捕される事案が発生しました。

2 当該教諭

氏 名
年 齢 26歳

3 今後について

市教育委員会といたしましては、警察の捜査に全面的に協力していくとともに、子どもたちの心のケアに取り組んでまいります。

また、教員の逮捕事案が続いていることを極めて重く受け止め、綱紀粛正の徹底と再発防止に努めてまいります。